

八王子市におけるいじめの防止等に関する基本的な対応

法や条例

〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29（2017））（前文一部抜粋）

子どもは地域そして社会の宝であり、未来の八王子ひいては日本の希望である。子どもはかけがえない存在として、その尊厳は守らなければならない、何人も子どもの人権を侵害することはできない。そして、大人は、子どものために連携し、子どもの健やかな成長に携わっていくものとする。

〈国〉いじめ防止対策推進法（H25（2013））

いじめの防止等のための基本的な方針（H29（2017）改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29（2017））
不登校重大事態に係る調査の指針（H28(2016)）

〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26(2014)）

東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26(2014)）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3(2021)）

八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針（令和4年（2022年）2月改定）

〔 〕は「八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針」の関連頁を示す

いじめの防止等に関する基本的な考え方〔4頁〕

いじめの防止

○児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促します。
○児童・生徒がいじめについて考え、行動する機会を教育課程に位置付け、教育活動の充実を図ります。

いじめの早期発見

○児童・生徒が一人以上の大人に相談できる環境づくりを行います。
○いじめの早期発見のために、年3回以上のアンケート調査を行います。

いじめへの対処

○いじめへの対処は組織的に行うことを原則とします。
○いじめへの対処は学校だけでなく、保護者（家庭）、教育委員会と連携し、事案によっては関係機関と連携します。

保護者（家庭）や地域、関係機関との連携

○学校運営協議会をはじめ、PTA等保護者との組織、地域の関係団体、関係機関といじめ問題を含む児童・生徒の健全育成について連携して対策を講じます。

いじめへの対処

いじめとは〔2頁〕

児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものです。

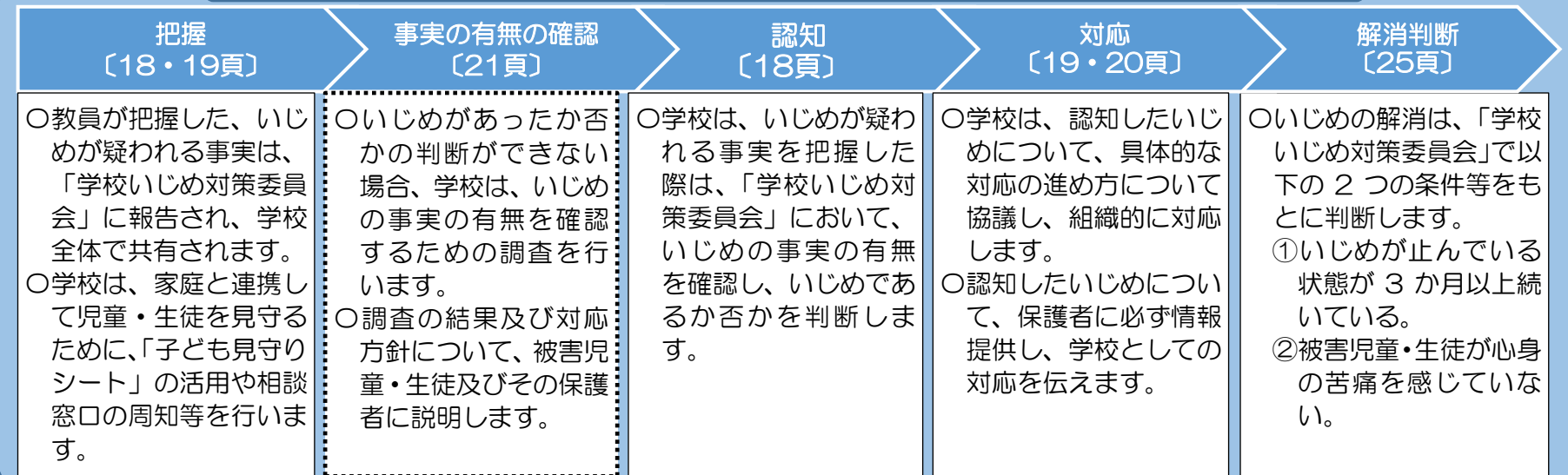
学校いじめ対策委員会とは〔14頁〕

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織です。管理職、生活指導主任、スクールカウンセラー等の専門家、学年主任等が構成員となります。週に1回の定例会を基本とし、いじめの疑われる事案の把握、いじめか否かの判断、対応方針の確認、解消の判断などを行います。また、学校のいじめ防止基本方針の見直しなども行います。

学校いじめ防止基本方針とは〔13頁〕

学校がどのようにいじめの防止等の取組を行うのか示したものです。学校がいじめの防止のための取組や事案への対処のあり方、教育相談体制、校内研修等について定めています。

いじめ対応の流れ



重大事態への対処

重大事態とは〔27頁〕

いじめにより以下のような重大な被害が生じている疑いがあると認めるとき
「生命、心身または財産に重大な被害」

○児童・生徒が自殺を企図 ○身体に重大な障害を負った
○金品等に重大な被害を被った ○精神性の疾患を発症

「相当の期間学校を欠席」

○不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

※児童・生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという訴えがあり、現に重大な被害が生じている時には、重大事態が発生したものとして対処する。

重大事態調査の目的〔36頁〕

民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするのではなく、教育委員会や学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることとしています。

重大事態対応の流れ

